

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止 (水産政策課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	6
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	6
◎指定構造計算適合性判定機関の指定 (建築指導課)	7
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	7
	(6・19掲示)
○土地改良区の設立の認可 (農業基盤課)	7
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (")	7
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更 (漁業管理課)	8

告 示

高知県告示第430号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロ及び漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条の規定による区域及び区分を次のとおり定め、昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）は、廃止する。

平成25年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

加入区の名称	加入区の区域	区分
高知県甲浦加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧甲浦漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業（総トン数10トン未満の漁船により2以上の漁業を併せ営む漁業をいう。以下同じ。） 2 小型まぐろ漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行うまぐろ延縄漁業をいう。以下同じ。） 3 小型かつお・まぐろ漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業及びまぐろ延縄漁業を併せ営む漁業をいう。以下同じ。） 4 小型定置漁業（一般大型定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業をいう。以下同じ。）以外の定置漁業をいう。以下同じ。）
野根加入区	野根漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 小型定置漁業及び大型定置漁業（一般大型定置漁業をいう。以下同じ。）
高知県佐喜浜町加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧佐喜浜町漁業協同組合の地区	小型定置漁業及び大型定置漁業
高知県椎名・高知県三津・高知県高岡加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧椎名漁業協同組合、旧三津漁業協同組合及び旧高岡漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業であって室戸市椎名の区域の者が行う漁業 2 小型合併漁業であって室戸市三津の区域の者が行う漁業 3 小型合併漁業であって室戸市高岡の区域の者が行う漁業 4 小型定置漁業 5 大型定置漁業
高知県室戸岬	高知県漁業協同組合の地区のうち	1 小型合併漁業であって室戸市菜生の区

加入区	旧室戸岬漁業協同組合の地区	<p>域を除く区域の者が行う漁業</p> <p>2 小型合併漁業であって室戸市菜生の区域の者が行う漁業</p> <p>3 小型まぐろ漁業</p> <p>4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち3に掲げるもの以外のもの</p> <p>5 大型まぐろ漁業（総トン数100トン以上の漁船により行うまぐろ延縄漁業をいう。以下同じ。）</p>			もの以外のもの 5 大型まぐろ漁業
高知県室戸第一加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうちの室戸市室津及び浮津の区域を除く室戸市脇地以东の区域	<p>1 小型合併漁業</p> <p>2 小型まぐろ漁業</p> <p>3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主としてきんめ釣りを営む漁業</p> <p>4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち2及び3に掲げるもの以外のもの</p>			<p>1 小型合併漁業</p> <p>2 大型定置漁業</p>
高知県室戸第二加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうちの室戸市行当の区域	<p>1 小型合併漁業</p> <p>2 小型まぐろ漁業</p> <p>3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主としてきんめ釣りを営む漁業</p> <p>4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち2及び3に掲げるもの以外のもの</p>			<p>1 小型合併漁業であって室戸市羽根町の区域の者が行う漁業</p> <p>2 小型合併漁業であって安芸郡奈半利町加領郷の区域の者が行う漁業</p> <p>3 小型定置漁業</p> <p>4 大型定置漁業</p> <p>5 小型かつお漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>6 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち5に掲げるもの以外のもの</p> <p>7 中型かつお漁業（総トン数20トン以上100トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>8 大型かつお漁業（総トン数100トン以上の漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。以下同じ。）</p>
高知県室戸第三加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうちの室戸市新村以西の区域	<p>1 小型合併漁業</p> <p>2 小型まぐろ漁業</p> <p>3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主としてきんめ釣りを営む漁業</p> <p>4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち2及び3に掲げるもの以外のもの</p>			<p>1 小型合併漁業</p> <p>2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>3 大型定置漁業</p>
高知県室戸第四加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうちの室戸市室津及び浮津の区域	<p>1 小型合併漁業</p> <p>2 小型まぐろ漁業</p> <p>3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主としてきんめ釣りを営む漁業</p> <p>4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち2及び3に掲げるもの以外のもの</p>			<p>1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業であって安芸郡田野町の区域の者が行う漁業</p> <p>2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業であって安芸郡安田町の区域の者が行う漁業</p> <p>3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち1及び2に掲げるもの以外のもの</p> <p>4 大型定置漁業</p>
			吉良川町加入区	吉良川町漁業協同組合の地区	
			羽根町・高知県加領郷加入区	羽根町漁業協同組合の地区及び高知県漁業協同組合の地区のうち旧加領郷漁業協同組合の地区	
			奈半利町加入区	奈半利町漁業協同組合の地区	
			高知県田野町・高知県安田町加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧田野町漁業協同組合及び旧安田町漁業協同組合の地区	
			高知県下山加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧下山漁業協同組合の地区	

高知県伊尾木川北加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧伊尾木川北漁業協同組合の地区	総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業	十市加入区	十市漁業協同組合の地区	総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業
安芸加入区	安芸漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業 3 小型かつお・まぐろ漁業	高知県御畳瀬・高知県高知市加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧御畳瀬漁業協同組合及び旧高知市漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業であって高知市御畳瀬の区域の者が行う漁業 2 小型合併漁業であって高知市浦戸の区域の者が行う漁業 3 小型合併漁業であって高知市御畳瀬及び浦戸の区域を除く区域の者が行う漁業 4 総トン数10トン未満の漁船により行う底びき網を使用して営む漁業であって高知市御畳瀬の区域の者が行う漁業 5 総トン数10トン未満の漁船により行う底びき網を使用して営む漁業であって高知市浦戸の区域の者が行う漁業 6 総トン数10トン未満の漁船により行う底びき網を使用して営む漁業であって高知市御畳瀬及び浦戸の区域を除く区域の者が行う漁業 7 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業 8 小型まぐろ漁業 9 中型底びき網漁業(総トン数20トン以上100トン未満の漁船1隻により行う底びき網漁業をいう。) 10 大型かつお漁業
高知県穴内加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧穴内漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業	春野町加入区	春野町漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業
高知県手結加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧手結漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業のうち主としてしいらまき網漁業を営む漁業 2 小型合併漁業のうち1に掲げるもの以外のもの 3 小型まぐろ漁業 4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行うしいらまき網漁業 5 小型まぐろ漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行うしいらまき網漁業を併せ営む漁業	高知県新居加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧新居漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業
高知県赤岡加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧赤岡町漁業協同組合の地区	総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業	高知県宇佐加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧宇佐漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 小型かつお漁業 3 小型まぐろ漁業 4 小型かつお・まぐろ漁業
高知県吉川村加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧吉川村漁業協同組合の地区	総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業			
高知県久枝加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧久枝漁業協同組合の地区	総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業			
浜改田加入区	浜改田漁業協同組合の地区	総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業			

		5 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち2から4までに掲げるもの以外のもの 6 中型まぐろ漁業(総トン数20トン以上100トン未満の漁船により行うまぐろ延縄漁業をいう。以下同じ。) 7 大型まぐろ漁業			により行う漁業のうち2及び3に掲げるもの以外のもの 5 大型かつお漁業	
高知県深浦加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧深浦漁業協同組合の地区	小型合併漁業		上ノ加江加入区	上ノ加江漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業 3 小型定置漁業 4 大型定置漁業
高知県池ノ浦加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧池ノ浦漁業協同組合の地区	小型合併漁業		高知県矢井賀加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧矢井賀漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業 3 小型定置漁業 4 大型定置漁業
高知県久通加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧久通漁業協同組合の地区	小型合併漁業		高知県志和・興津加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧志和漁業協同組合の地区及び興津漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業であって高岡郡四万十町志和の区域の者が行う漁業 2 小型合併漁業であって高岡郡四万十町興津の区域の者が行う漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業 4 小型定置漁業 5 大型定置漁業
大谷加入区	大谷漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業 3 小型定置漁業及び大型定置漁業		高知県佐賀加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧佐賀町漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 小型かつお漁業及び大型定置漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち2に掲げるもの以外のもの 4 大型かつお漁業
野見加入区	野見漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業		高知県大方町加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧大方町漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業であって幡多郡黒潮町伊田の区域の者が行う漁業 2 小型合併漁業であって幡多郡黒潮町上川口の区域の者が行う漁業 3 小型合併漁業であって幡多郡黒潮町入野の区域の者が行う漁業 4 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業であって幡多郡黒潮町田野浦の区域の者が行う漁業 5 小型まぐろ漁業 6 小型かつお漁業 7 大型かつお漁業
須崎釣加入区	須崎釣漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業 3 小型定置漁業及び大型定置漁業				
錦浦加入区	錦浦漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業				
須崎町加入区	須崎町漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 小型まぐろ漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち2に掲げるもの以外のもの				
久礼加入区	久礼漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 小型かつお漁業 3 小型まぐろ漁業 4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船				

		8 小型合併漁業であって宿毛市小筑紫町小筑紫の区域の者が行う漁業 9 小型合併漁業であって宿毛市小筑紫町大海の区域の者が行う漁業 10 小型合併漁業であって宿毛市小筑紫町栄喜の区域の者が行う漁業 11 小型合併漁業であって宿毛市小筑紫町内外ノ浦の区域の者が行う漁業 12 小型合併漁業であって旧宿毛市漁業協同組合の地区の者が行う漁業 13 ぶり飼付漁業及び中型かつお漁業 14 小型まき網漁業(総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う一般まき網漁業をいう。) 15 小型定置漁業 16 大型定置漁業
すくも湾弘瀬加入区	すくも湾漁業協同組合の地区のうち宿毛市沖の島町弘瀬の区域	1 小型合併漁業 2 ます網漁業及びぶり飼付漁業
すくも湾母島加入区	すくも湾漁業協同組合の地区のうち宿毛市沖の島町母島の区域	1 小型合併漁業 2 小型まぐろ漁業及び小型定置漁業
すくも湾鶴来島加入区	すくも湾漁業協同組合の地区のうち宿毛市沖の島町鶴来島の区域	小型合併漁業
橘浦加入区	橘浦漁業協同組合の地区	小型合併漁業
藻津加入区	藻津漁業協同組合の地区	小型合併漁業

高知県告示第431号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町	横田 康 宏
〃	大黒 直 喜
〃	中野 光 生

(2) 加入区の名称

橘浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

橘浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成25年6月28日から同年7月12日まで

(2) 縦覧場所

橘浦漁業協同組合

高知県告示第432号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年6月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 中平禰原

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡禰原町佐渡212番から 高岡郡禰原町初瀬本村641番1まで	前	8.1 } 30.1	305
	後	8.1 } 72.4	286

高知県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年6月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字 フタマタ76番5から 吾川郡いの町長澤字 フタマタ71番11まで	前	8.4 }	43
	後	6.7 }	43

高知県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年6月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩目地西佐川停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町加茂字 芝ノ前1213番から 高岡郡佐川町加茂字 シボフリ1431番1ま で	前	4.5 }	445
		6.7	
高岡郡佐川町加茂字 芝屋敷1253番1から 高岡郡佐川町加茂字	A	4.5 }	360

シボフリ1431番1ま で	後		6.7	
高岡郡佐川町加茂字 芝ノ前1213番から 高岡郡佐川町加茂字 シボフリ1431番1ま で		B	8.0 }	494
			31.5	

高知県告示第435号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人日本建築センター
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
(1) 一般財団法人日本建築センター本部
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
(2) 一般財団法人日本建築センター大阪事務所
大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
平成25年8月1日
- 4 指定年月日
平成25年6月28日
- 5 指定の有効期間
平成25年6月28日から5年間

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年6月19日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年6月19日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所	定款に記載された目的

			の所在地	
平成25 年6月 19日	特定非 営利活 動法人 みどりの手	伊藤 博 子	高知市 比島町 二丁目 12番26 号	この法人は、障害者とその家族・地域住民（以下「障害者等」という）にかかわる就労支援事業、作業活動、相談活動、調査・研究活動、研修活動、情報提供活動、交流活動等、生活・介護への支援に関する事業を行うことにより、障害者等の福祉・教育・医療・保健・文化の増進を図り、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を平成25年6月18日に認可した。

平成25年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良区名 四万十市入田土地改良区

許 可 番 号 高知県土改第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宿毛市北川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	三浦 眞一	宿毛市平田町戸内4803
〃	藤田 烈男	〃 〃 4845
〃	井垣 順一	〃 平田町黒川3773
〃	岩本利喜也	〃 平田町戸内4919
〃	野口 直行	〃 〃 4734-2
〃	山本 嘉彦	〃 〃 4754-1
〃	下村 武彦	〃 〃 4754-5
監事	西尾 隆三	〃 〃 4379

〃	柴岡 禎雄	〃	〃	5030-1
〃	下村 静子	〃	〃	4838
(就任)				
理事	三浦 眞一	宿毛市平田町戸内		4803
〃	下村 芳正	〃	〃	4722
〃	井垣 順一	〃	平田町黒川	3773
〃	岩本利喜也	〃	平田町戸内	4919
〃	野口 直行	〃	〃	4734-2
〃	山本 嘉彦	〃	〃	4754-1
〃	下村 武彦	〃	〃	4754-5
監事	西尾 隆三	〃	〃	4379
〃	柴岡 禎雄	〃	〃	5030-1
〃	下村 静子	〃	〃	4838

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大野土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年6月28日

			高知県知事 尾崎 正直	
役名	氏名	住 所		
(退任)				
理事	齊藤 仁信	安芸郡安田町東島		441-1
〃	村田 秀作	〃 田野町		3241
〃	坂本 二雄	〃	〃	3193
〃	坂本 祐一	〃	〃	3185
〃	清岡 正之	〃	〃	2377-1
〃	近森 明夫	〃	〃	3900-3
〃	西山 市郎	〃 安田町東島		835
〃	中島 瑞夫	〃	〃	622-1
監事	齊藤 誠士	〃	〃	442-3
〃	加藤 英夫	〃 田野町		3796
〃	坂本 輝男	〃	〃	3146
(就任)				
理事	齊藤 仁信	安芸郡安田町東島		441-1
〃	村田 秀作	〃 田野町		3241
〃	坂本 二雄	〃	〃	3193
〃	坂本 祐一	〃	〃	3185
〃	清岡 正之	〃	〃	2377-1
〃	近森 明夫	〃	〃	3900-3
〃	西山 市郎	〃 安田町東島		835
〃	中島 瑞夫	〃	〃	622-1
監事	西山 精二	〃	〃	614
〃	加藤 英夫	〃 田野町		3796
〃	坂本 輝男	〃	〃	3146

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

- 平成25年6月28日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- (1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
- (2) 本県の平成23年の海面漁業・養殖生産量は、101,736トンで、全国の2.1パーセントを占めている（高知農林水産統計年報）。
- (3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ32パーセント、23パーセント、27パーセント及び18パーセントとなっている（高知農林水産統計年報）。
- (4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。
- (5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の多くが低水準又は減少傾向にある中、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。
- (6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。
- (7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。
- (8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。
- (9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積

- が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
- (1) 平成24年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
- (まあじ)
若干
(まいわし)
若干
(するめいか)
若干
- (2) 平成24年7月から平成25年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
- (さんま)
若干
(まさば及びごまさば)
9,000トン
- (3) 平成25年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
- (まあじ)
若干
(まいわし)
15,000トン
(するめいか)
若干
- (4) 平成25年7月から平成26年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
- (さんま)
若干
(まさば及びごまさば)
9,000トン
- 3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
- 海域別及び期間別の数量は、定めない。
- また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。
- 更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。
- (1) 平成24年7月から平成25年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

<p>(まさば及びごまさば) 中型まき網漁業 4,000トン さば釣り漁業 若干 定置漁業及び小型定置漁業 若干</p> <p>(2) 平成25年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まいわし) 中型まき網漁業 8,000トン 定置漁業及び小型定置漁業 若干</p> <p>(3) 平成25年7月から平成26年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まさば及びごまさば) 中型まき網漁業 4,500トン さば釣り漁業 若干 定置漁業及び小型定置漁業 若干</p> <p>4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>(さんま) 知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>(まあじ) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>(まいわし) 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p>	<p>共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。</p> <p>(まさば及びごまさば) 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p> <p>共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。</p> <p>(するめいか) 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項</p> <p>(1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。</p> <p>(2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。</p> <p>(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。</p> <p>(4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。</p>	
--	---	--